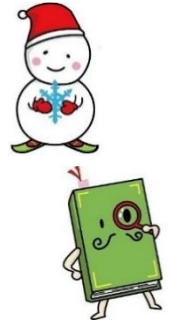


保護者の皆様へ



学校給食費についての 大切なお知らせ



令和5年（2023年）4月から学校給食費を「公会計※」化し、これまで各学校で行っていた学校給食費の徴収及び管理を、札幌市が行います。

公会計化に伴い必要となる手続やこれまでとの主な変更点は、以下のとおりとなります。お手順をおかけいたしますが、ご理解の上、ご協力をお願いいたします。

※「公会計」とは、学校給食費を札幌市の歳入・歳出予算に計上し、教育委員会が徴収・管理する方法です。

1 学校給食費の口座振替依頼手続について

これまで、各学校に「口座振替依頼書」を提出していただき、学校が口座振替を行っていましたが、公会計後は札幌市が口座振替を行います。

このため、新たに口座振替の手続が必要となりますので、お手順ですが、別紙の「口座振替依頼書」を各学校に提出してください。各学校を通じ、札幌市が回収いたします。

なお、学校徴収金の振替口座と同じ口座を希望する場合であっても、あらためて「口座振替依頼書」を提出していただく必要がありますので、ご注意ください。

提出期限：令和4年10月21日（金）

※ 札幌市立の全小中学校一斉の制度開始のため、口座振替依頼書の審査等には、一定の時間を要することが想定されております。
期限内の提出にご協力ください。



2 口座振替ができる金融機関について

学校給食費の口座振替は、表に記載の金融機関をご利用いただけます。なお、どの金融機関を指定されても、口座振替手数料は札幌市が負担いたします。

【取扱金融機関】			
都 市 銀 行	みずほ、三井住友	信 用 組 合	北央、札幌中央、空知商工、あすか
その他普通銀行 (地方銀行等)	北洋、北海道、北陸、みちのく、秋田、	農業協同組合	札幌市、サツラク、北海道信用農業協同組合連合会
	新生、ゆうちょ、楽天、三菱 UFJ 信託	そ の 他	北海道労働金庫
信 用 金 庫	北海道、室蘭、空知、苫小牧、北門、北空知、日高、渡島、旭川、稚内、留萌、北星、大地みらい、遠軽		

※ 口座振替依頼書を記入の際は、口座振替を希望する金融機関が、表に記載されていることを必ずご確認ください。

3 学校給食費の納付額及び納期限について

令和5年度の学校給食費は、これまでどおり「札幌市学校給食運営委員会」の答申を基に決定し、令和4年度3学期にお知らせする予定です。

なお、学校給食費は、年10回（6月～翌年3月）に分けて納めていただくことになり、納期限は次の表（裏面）のとおりとなります。ただし、納期限が、金融機関の休業日（土、日、祝日等）にあたる場合は、翌営業日となります。

裏面もご確認ください

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
納期限	6月末日	7月末日	8月末日	9月末日	10月末日
(内訳)	4・5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
納期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
納期限	11月末日	1月4日	1月末日	2月末日	3月末日
(内訳)	10月分	11月分	12月分	1月分	2・3月分

【学校給食費の公会計化に関する Q&A】

Q：市立学校に通う子どもが2人以上いる場合、口座振替依頼書は1枚でいいですか？
A：お子様ごとに手続が必要ですので、お手数ですが、お子様1人につき1枚をご提出ください。なお、振替口座は同一口座で構いません。

Q：口座振替依頼書は毎年提出しなければなりませんか？
A：毎年の提出は必要ありません。1度提出していただくと、札幌市立の学校に在学する間（小学校から中学校への進学や市内の転校を含む）は有効です。

Q：振替先の口座名義人は保護者名義などの指定はありますか？また、納付義務者とは誰を指すのでしょうか？
A：口座名義は、名義人の同意があれば、保護者と限定しておらず、お子様の名義などでも構いません。納付義務者については、学校へ届け出ている保護者の氏名をご記入ください。

Q：現在、口座振替されている学校徴収金は、給食費以外の教材費等も含まれていますが、令和5年度以降はどうなるのでしょうか？
A：給食費は、今回ご指定いただく口座より振替いたしますが、給食費以外の学校徴収金（教材費等）は、引き続き現在の口座から振替いたします。

Q：就学援助や生活保護等の支援を受けていますが、口座振替依頼書の提出は必要ですか？
A：就学援助や生活保護等の支援が終了した場合は、口座振替にて給食費をお支払いいただくこととなりますので、速やかに口座振替に移行できるよう、現在支援を受けている方も口座振替依頼書の提出をお願いいたします。

Q：残高不足等で納期限に口座振替ができなかったらどうなりますか？
A：再振替は行いませんので、後日ご自宅に送付する納付書により、金融機関の窓口でお支払いください。

Q：給食費の支払方法は必ず口座振替にしないといけないですか？
A：必ずではありませんが、納期毎に納付書で金融機関の窓口でお支払いいただくこととなりますので、払い忘れの防止や手間を省くためにも、口座振替をおすすめしています。

Q：学校に現金を持参し、給食費を支払うことはできますか？
A：令和5年度以降は、学校では給食費の徴収を行いません。口座振替を希望されない場合、納付書による支払いとなります。

◎ 学校給食費の払い忘れにご注意ください！

納期限までに学校給食費の納付が確認できなかった場合、食材の購入や献立内容に大きく影響し、学校給食の運営に大きな支障が生じますので、納期限までの確実な納付をお願いいたします。なお、滞納が長期にわたる場合などには、裁判所を通じた法的手続を執らせていただきます。

保護者の皆様のご理解と、ご協力をお願いいたします。



【お問合せ先】

札幌市教育委員会 生涯学習部 保健給食課

住所 〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目

TEL 011-211-3711

URL <https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/kyushoku/>

